

財務省告示第三十二号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する税關官署は、次の各号に掲げる税關官署とし、平成二十一年一月十六日から適用する。

なお、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税關官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）は、平成二十一年一月十五日限り、廃止する。

平成二十一年一月六日

財務大臣 中川 昭一

- 一 函館税關札幌税關支署千歳出張所
- 二 函館税關札幌税關支署旭川空港出張所
- 三 函館税關青森税關支署青森空港出張所
- 四 函館税關秋田船川税關支署秋田空港出張所
- 五 東京税關成田税關支署
- 六 東京税關東京航空貨物出張所
- 七 東京税關成田航空貨物出張所

- 八 東京税關成田南部航空貨物出張所
- 九 東京税關東京外郵出張所
- 十 東京税關羽田出張所
- 十一 東京税關新潟税關支署新潟空港出張所
- 十二 橫浜税關仙台空港税關支署
- 十三 橫浜税關小名浜税關支署福島空港出張所
- 十四 橫浜税關川崎外郵出張所
- 十五 名古屋税關中部空港税關支署
- 十六 名古屋税關中部空港税關支署中部外郵出張所
- 十七 大阪税關關西空港税關支署
- 十八 大阪税關伏木税關支署富山空港出張所
- 十九 大阪税關金沢税關支署小松空港出張所
- 二十 大阪税關大阪外郵出張所
- 二十一 神戸税關境税關支署
- 二十二 神戸税關松山税關支署
- 二十三 神戸税關神戸外郵出張所

- 二十四 神戸税関宇野税関支署岡山空港出張所
- 二十五 神戸税関広島税関支署広島空港出張所
- 二十六 神戸税関坂出税関支署高松出張所
- 二十七 門司税関福岡空港税関支署
- 二十八 門司税関博多税関支署福岡外郵出張所
- 二十九 門司税関大分税関支署大分空港出張所
- 三十 門司税関細島税関支署宮崎空港出張所
- 三十一 長崎税関長崎空港出張所
- 三十二 長崎税關八代税關支署熊本空港出張所
- 三十三 長崎税關鹿児島税關支署鹿児島空港出張所
- 三十四 沖縄地区税關那霸空港税關支署
- 三十五 沖縄地区税關那霸外郵出張所